



発行 新潟県

**第 87 号**

令和4年11月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1147 保安林の指定（治山課）
- 1148 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1149 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1150 都市計画案の縦覧（都市政策課）

公 告

保安林指定決定通知のあて先人不明について（公告）（治山課）

告 示

◎新潟県告示第1147号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和4年11月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市歌見字きび坂597
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区の定款の変更を令和4年11月1日認可した。

令和4年11月15日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第1149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を令和4年10月31日認可した。

令和4年11月15日

新潟県佐渡地域振興局長

## ◎新潟県告示第1150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和4年11月15日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

## 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 川西都市計画道路

(2) 名称 3・4・1号 中央通り線  
3・5・3号 川西十日町線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・1号 中央通り線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

十日町市山野田、東善寺、水口沢、中屋敷、高原田、鶴吉、霜条、上野の各一部

(2) 3・5・3号 川西十日町線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

十日町市中屋敷、水口沢、山野田、上新井の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和4年11月15日

至 令和4年11月29日

(2) 場所

ア 十日町市妻有町西2丁目1番地(〒948-0037)

新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整担当

イ 十日町市千歳町3丁目3番地(〒948-8501)

十日町市都市計画課

## 4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

## 5 意見書を提出できる者

十日町市の住民並びに利害関係人

## 6 意見書の提出期限

令和4年11月29日(火)(必着のこと。)

## 公 告

## 保安林指定決定通知のあて先人不明について(公告)

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する佐渡市役所に掲示する。

令和4年11月15日

新潟県知事 花角 英世

## 1 所在の不明な者の氏名

家内 トラ

后藤 三太郎

## 2 通知の内容

- 
- (1) 令和4年11月15日付け県告示第1147号により保安林に指定したので、第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定により通知する。
  - (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和4年11月15日付け県告示第1147号による。